

各国における部分意匠制度、 関連意匠制度、複数意匠一括出願制度、 画像意匠の保護について

弁理士 野間 悠



1 はじめに

意匠権を各国において効果的に取得していくには、それぞれの国における法制度の理解が欠かせない。特に、意匠の分野では、部分意匠と関連意匠制度(及びこれに類する複数意匠一括出願)は、広く強い権利網を構築するためには非常に重要な制度であるが、国によってその制度の内容が異なる場合や、制度自体が存在しない場合もある。これに加えて、近年、各国においても画像意匠の保護の必要性が高まり、各国で登録が認められ易くなってきている。そこで、今回は、標題の各制度が、各国(日本、米国、中国、欧州、韓国、台湾、インド)でどのように取り扱われているのかをご紹介します。

2 部分意匠制度

部分意匠制度とは、ご存知の通り、意匠の構成要素を実線と破線で描き分ける等して、出願人が望む部位のみを権利請求し、他の部位については権利を請求しない(ディスクレームする)制度である。

各国のうち、現状では中国では部分意匠制度が認められていないが、第4次専利法改正が施行される本年6月からは部分意匠が認められるようになる。また、インドにおいては、部分意匠が認められるか否かはグレーな状況である。

審査マニュアルには破線を用いた図面の表現が認められているが、これまで、多くの部分意匠の出願において、破線を実線に補正せよとの指令が審査過程でなされてきた。しかし、近年、その流れが変わっており、意匠の一部をディスクレームしたのも認められてきている。そのため、部分意匠を諦める必要はなく、現地代理人と緊密に連携して出願方法を決めるのが得策である。

3 関連意匠制度

関連意匠制度は、複数の意匠を「類似するものである」として関連付けて登録することで、広い権利網を構築することができる制度である。

まず、日本実務で考える関連意匠制度と同じ考えを持つ制度は、韓国と台湾に存在している。ただし、現行の日本の関連意匠制度のように、関連意匠の関連意匠(関連意匠の連鎖)までは認められない。

米国は、少し異なる考え方だ。米国意匠では、意匠出願にはあくまでも「1つのクレーム」のみが認められており、複数の意匠が「Patentably indistinct(特許的に識別できない)」である場合には、それらの意匠は1つのクレームに係る複数の実施例として、登録が認められる。この判断は、ほぼ、自明性の判断と同じである。

中国においては、類似意匠制度が存

在する。本意匠に類似する複数の意匠を、本意匠も含めて最大で10意匠まで、1出願することができるという制度である。

欧州、インドには、類似する複数の意匠等を関連付ける制度はない。

4 複数意匠一括出願制度

複数意匠一括出願制度とは、ここでは、複数の意匠を一つの手続きでまとめて出願することができる制度を意味する。世界の複数意匠一括出願制度を俯瞰すると、大きく分けて2つの種類に分けることができる。一つは、権利としては意匠ごとに発生するが、出願時は意匠の束(出願の束)として一つの手続きを行うことができるというタイプのものである(タイプ1)。もう一つは、複数の意匠は別々の権利とはならず、1つの権利を構成するというタイプのものである(タイプ2)。

まず、日本では、この記事執筆している2021年2月段階では、複数意匠一括出願は認められていないが、本書が発行されている4月1日からは、同制度が導入されている。日本の制度は、一出願に含めるための意匠同士の類似性や分類の共通性などの要件がなく、どのような意匠も含めることができる。ただし、審査は意匠ごとに行われ、権利も意匠ごとに発生する。つまり、タイプ1の制度である。ちなみに、庁費用も意匠

ごとに発生し、特に減額はない。また、意匠の数の上限は100である。

米国は、タイプ2の国である。関連意匠制度の所でも述べているように、複数の意匠が1つのクレームに属するような場合に利用が可能であり、登録になれば権利は1つである。意匠の数の上限はない。

中国は、タイプ2のような見た目を持つ制度である。こちら関連意匠制度の所で述べたように、本意匠に類似する複数の意匠を、本意匠も含めて最大で10意匠まで、1出願することができる。意匠ごとに登録番号が付与される訳でもなく、権利の管理も1件で行われる。ただし、無効審判は意匠ごとに請求することになっており、厳密には意匠ごとに権利が存在しているため、本質的にはタイプ1と言える。

欧州と韓国は、タイプ2の国であり、ロカルノ分類(国際意匠分類)のメインクラスが同一であれば、複数の意匠を一括出願することができる。欧州は、2意匠目以降の庁費用が若干安くなるが、韓国は2意匠目以降も1意匠目と同じ庁費用である。また、意匠の数については、欧州は上限がないが、韓国は100である。

台湾、インドでは、複数意匠一括出願

は認められない。

なお、複数意匠一括出願のうち、特にタイプ1の国においては、出願という行為自体は1件で済むものの、その後、審査や権利維持は意匠ごとに行う必要があるため、実は、制度を利用するメリットは殆どないことが多い。むしろ、複数意匠一括出願のために、自社内、事務所内の整理番号・管理番号を別に取得する必要がある場合もあり、却って手続きが煩雑になることもある点には注意が必要である。ただし、庁費用・現地代理人費用も含めてコストが低減される場合もあるので、国ごとに制度利用の要否を検討することが望ましい。

5 画像意匠

世界的には、画像意匠の保護をどんどん認めていくという潮流にある。

日本は、令和元年の改正法により、「画像」が「物品」とは別の独立した保護対象として認められるようになった。

米国は、古くからアイコンやGUIなどの意匠の保護を認めているが、保護対象を「画像」自体とすることを法律上認めている訳ではない。米国特許法上は、意匠はあくまでも「製造物品に係る装飾意匠」と定義されているためである。そ

のため、出願時には、TitleやClaimには、「Graphical user interface for a display screen」や、「Display screen with icon」のように記載する必要がある。

中国では画像の意匠の保護が徐々に手厚くなってきている。米国同様に、画像自体が保護対象にはなっていないが(意匠の定義は「製品の形状等・・・」専利法2条4項。これは、第4条改正専利法でも変わらない)、本年6月から部分意匠制度が導入されることにより、画像の保護を更に効果的に図ることができるようになる。韓国においても、現状では画像自体は保護対象ではないが、物品に係る画像の部分意匠として画像の保護を図ることができる。

欧州は、画像自体が保護対象になっている。

台湾は、法律上は画像が独立した保護対象とはなっていない(製品に係るものである必要がある)。しかし、2020年11月から施行されている改訂審査基準によって、「製品」の解釈範囲を「コンピュータープログラム製品」にまで広げることによって、アイコンやGUIなどを広く保護することができるようになってきている。

最後に、インドでは、画像意匠の保護は認められていない。

	部分意匠制度	関連意匠制度	複数意匠一括出願制度	画像の保護
日本	有り	有り 関連意匠の連鎖も認められる	有り 要件無し 上限100	可能
米国	有り	1つのクレーム概念に含まれる 複数の意匠を1出願可能	有り 1つのクレーム概念に含まれる場合 上限無し	可能
中国	有り (2021年6月～)	類似する複数の意匠を 1出願可能	有り 本意匠に類似する場合 上限10	可能
欧州	有り	無し	有り ロカルノ分類が同一の場合 上限無し	可能
韓国	有り	有り	有り ロカルノ分類が同一の場合 上限100	可能
台湾	有り	有り	無し	可能
インド	制度として存在するが、審査 で認められない場合あり	無し	無し	不可